

A. 爭議ヲ入ルト共ニ所一郎ノ應接ヲ求メ令人ノ指導ヲ受ケ  
ツ、カリ

B. 廿五日午後八時ヨリ工場内ニテ爭議報告演說會ヲ開催シ  
タルカ狀況左ノ通

一、聴衆 五十名  
二、年士

煙山幸太郎、佐藤助六、松田保、稻垣幸次郎  
伊藤徳之助、所一郎、勝本保次、佐藤正次  
要旨ハ何レモ工場主ノ不都合ヲ攻撃シタルモノニシ  
テ事故ナシ

三、散會 午後九時無事故會ス

右及申(通)報候也

5. 7. 1. 6  
144

勞秘第三二五〇號

昭和五年七月十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
社會局長 吉田茂 殿  
大阪神奈川府縣知事 殿

神保がラス工場勞働爭議ニ關スル件(第二報)解決

要旨ハ職工ハ工場主ト契約ニ基キ五月三十日工場器物ヲ賣却四散シ工場主ハ依然所在

不明ニシテ自思解決シタルモノト認メラル

標設工場爭議ニ就テハ既報ノ慶工場主ハ五月二十六日當會場  
ノ際、二十九日迄ニ借銀ヲ支拂フコト実行セサレハ工場ノ物件  
ヲ職工ニテ處分スルニ差支ナキ旨ノ一札ヲ差入レ其ノ儘所在不